

## 教育資金貸付申込額算定書

会 員 氏 名		所 属 名	
職 員 コ ー ド		所 属 コ ー ド	

教育資金の申込金額が100万円を超える場合又は借換えの場合は、本書と根拠資料を申込書に添付して下さい。（借換え以外の新規で申込金額が100万円以下の場合は本書は提出不要です。）

貸付けの対象となるのは申し込みから概ね2年間の以下の費用となります。

項 目	必 要 額	根拠資料
入学金	円	左記の金額が分かる書類 (学校からの通知の写し等)
授業料 年 月～ 年 月分	円	左記の金額が分かる書類 (学校からの通知の写し、請求書等)
施設利用料 年 月～ 年 月分	円	同上
アパート等の敷金・礼金	円	契約書の写し
アパート等の家賃 年 月～ 年 月分	円	契約書の写し
教材費 (購入が義務づけられている教科書等)	円	左記の金額が分かる書類 (請求書の写し、学校からの案内等)
制服購入	円	同上
寄付金等 (納入が義務づけられているもの。任意のものは対象となりません。)	円	同上
奨学金等借換え (会員自身のものに限りません。)	円	金銭消費貸借契約書(借用証書)の写し、返済予定表(残高証明書)、返済用口座通帳(直近6か月)又は給与明細(直近1か月)等の写し
合計額 (申込金額がこの金額を超えている場合は貸し付けできません。)	円	

## 対象となる必要経費と添付書類についての注意

- 1 アパート等の敷金、礼金、家賃については、対象となる会員の子が賃借する場合に限りません。
- 2 教材費、制服、寄付金については、学校から購入や寄付を義務づけられているものに限りません。  
なお、教材費については、現時点で1年以下の期間の根拠資料しか添付できない場合は、必要額は根拠資料の額の2倍の額まで記載可能です。
- 3 金融機関等からの借換えの場合は、入金後に完了報告書(貸付第2-5号)と共に当該金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済若しくは返済に充当されたことを証する書の提出が必要です。